

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度について

出産費用を医療機関支払窓口で、できるだけ現金でお支払いいただかなくて済むよう「出産育児一時金等の直接支払制度」(平成21年10月1日以降に出産された方が対象です)が平成21年10月から始まりました。できるだけご利用いただきますようご案内いたします。

具体的内容は下記のとおりです。内容をご確認の上、お手数ですが下記合意書(2部複写)をご記入いただき、次回来院時に「母性外来受付」へご提出いただきますようお願いいたします。

なお、合意書は出産後、ご請求時に1部お返しをさせていただきます。

- この制度は、ご加入されている健康保険組合(保険者)に、当センターが妊婦の方に代わって出産育児一時金等(※1)を請求いたします。手続きについて手数料はいただきません。
(※2)家族出産育児一時金、共済の出産費用及び家族出産費を含みます。
- 退院時に、当センターから妊婦の方にご請求する費用について、原則50万円の出産育児一時金等の範囲内で、現金等でお支払いいただく必要がなくなります。
 - ・ 出産費用が50万円を超えた場合は、超えた額について総合受付カウンター②番お渡し窓口でお支払いいただきます。
 - ・ 出産費用が50万円未満の場合は、その差額を健康保険組合(保険者)に請求することができます。手続きにつきましては、健康保険組合(保険者)へお問い合わせください。
- ※1 在胎週数22週未満で出産された方の出産育児一時金の上限は48万8千円です。
在胎週数22週以降で出産された方の出産育児一時金の上限は50万円です。
- ※2 当センターが、健康保険組合(保険者)から受け取った出産育児一時金等の金額は、妊婦の方へ出産育児一時金等の支給があったものとして取り扱われます。
- 帝王切開などの保険診療を行った場合は、3割の自己負担金をいただきますが、出産育児一時金等を、この負担金のお支払いにも充てさせていただきます。
- お子さんの入院費用につきましては、出産育児一時金等の対象外となります。
- この制度をご利用なさらず、出産育児一時金等を健康保険組合(保険者)から直接、受け取られる場合は、出産費用の全額を退院時にお支払いいただくこととなります。

<お願い>

- 入院時に保険証をご提示ください。また、入院後に保険証を変更された場合は、速やかに変更後の保険証を、総合受付カウンター①番入退院受付にご提示ください。
※退職後半年以内の方で、現在は国民健康保険など退職時とは別の医療保険にご加入の方は、在職時の医療保険から給付を受けることもできます。その際は、退職時に交付されている資格喪失証明書を、現在ご使用の保険証と併せてご提示ください。(資格喪失証明書の詳細については以前のお勤め先にお問い合わせください。)
- 高額な保険診療が必要となった場合に、自己負担を軽減させるには「限度額適用認定証」をご提示ください。申請については、加入されている健康保険組合(保険者)へお問い合わせください。
(ご提示いただく場合は、退院までに総合受付カウンター①番入退院受付にご提示ください。)

合 意 書

■健康保険組合名(保険者名)

_____から支給される出産育児一時金等について、直接支払制度を利用することに
 合意します 合意しません (左記のいずれかにチェックをしてください。)

■健康保険組合名(保険者名)は、国民健康保険の場合「国民健康保険〇〇市」と、全国健康保険協会の場合は「全国健康保険協会〇〇支部」とご記入ください。

年 月 日

被保険者名 _____

妊婦氏名 _____

(診察券番号: _____)

医療機関等使用欄

地方独立行政法人 大阪府立病院機構 ©出産予定日 _____ 年 月 日
大阪母子医療センター
総 長 倉 智 博 久

直接支払制度不活用